

報告第 10 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記

専決第 8 号 令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業  
補正予算（第1号）

令和3年 6月 2日提出  
上富田町長 奥 田 誠



専決第 8 号

令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）

令和3年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10,000千円と定める。

令和3年 5月31日専決

上富田町長 奥 田 誠

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	諸収入	312	11,098	11,410
	1 貸付金元利収入	312	11,098	11,410
	歳 入 合 計	312	11,098	11,410

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	公債費	312	113	425
	1 公債費	312	113	425
2	前年度繰上充用金	0	10,985	10,985
	1 前年度繰上充用金	0	10,985	10,985
	歳 出 合 計	312	11,098	11,410







## 2 歳 入

1 款 諸収入

11,098千円

1 項 貸付金元利収入

11,098千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 住宅新築資金貸付金元利収入	千円 312	千円 11,098	千円 11,410
計	312	11,098	11,410

## 3 歳 出

1 款 公債費

113千円

1 項 公債費

113千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 利子	千円 11	千円 113	千円 124	千円	千円	千円 113	千円
計	312	113	425	0	0	113	0

2 款 前年度繰上充用金

10,985千円

1 項 前年度繰上充用金

10,985千円

1 前年度繰上 充用金	0	10,985	10,985			10,985	
計	0	10,985	10,985	0	0	10,985	0



節		説	明
区 分	金 額		
3 貸付金元金過 年度収入	千円 11,098	貸付金元金過年度収入	千円 11,098

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	千円 113	一時借入金利子	千円 113

21 補償、補填及 び賠償金	10,985	前年度繰上充用金	10,985

